

令和7年分の介護などに係る税務申告書類を発行します

障害者控除対象者認定書

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の人で、障がいの程度が障がい者に準ずるものとして町長の認定を受けた場合は、所得税および地方税において「障害者控除」の対象となります。控除を受けるためには、一定の基準を満たす人に交付される、町長の「対象者認定書」が必要です。希望する人は申請してください。

■対象者

- ・65歳以上の人
- ・おおむね6ヵ月以上寝たきりの状態の人、または身体不自由や認知症などで要介護認定を受けている人（ただし、介護保険の認定を受けているなどの理由で、一律に障害者控除に認定されるわけではありません）。
- ※身体障害者手帳等の交付を受けている人、既に「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人は、申請不要です。

※令和7年中に死亡した人も対象です。

■受付場所 健康福祉課 福祉介護係（庁舎1階④窓口）

■必要なもの

- ・申請書（健康福祉課にあります）
- ・申請者（来庁者）の印鑑
- ・介護保険被保険者証
- ・窓口に来庁する人が本人でない場合、身分証明書（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポートなど）

おむつ代に係る医療費控除のための確認書

介護などにかかるおむつ代については、医師が発行する「おむつ使用証明書」を添付することで、税務申告時に医療費控除の対象となります。また、以下の要件をすべて満たす場合、町が交付する「要介護認定にかかる主治医意見書の確認書」を添付することで、医療費控除が受けられます。希望する人は申請してください。

■申請要件

- (1) 要介護認定を受けていること。ただし、おむつを使用した年に受けていた要介護認定の有効期間が6ヵ月以上となること。
- (2) 要介護認定のための主治医意見書で、以下のすべてが確認できること。
 - ・寝たきり状態にあること
 - ・カテーテルを使用している、または尿失禁状態であること

※令和7年中に死亡した人も対象です。

■受付場所 健康福祉課 福祉介護係（庁舎1階④窓口）

■必要なもの

- ・確認依頼書（健康福祉課にあります）
- ・介護保険被保険者証
- ・窓口に来庁する人が本人でない場合、身分証明書（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポートなど）

【注意】 家族介護用品給付券で購入した紙おむつ代は該当になりません。

※発行までに時間がかかります。お早めに申請ください。

☎健康福祉課 福祉介護係 ☎ 582-1134

ごみの野焼きは法律で禁止されています

自宅の庭や家庭用小型焼却炉などでごみを燃やす行為は野焼き（野外焼却）にあたり、廃棄物処理法で禁止されています。これらの違法行為により「煙が流れてきて洗濯物を干せない」「野焼きの臭いで気分が悪くなった」などの苦情も寄せられています。

法律に違反した場合、5年以下の拘禁刑もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方が科される場合があります。ごみの野焼きは絶対にしないでください。

農作業上やむを得ない場合や祭礼等は例外がありますので、事前に役場生活環境課と伊達地方消防組合中央消防署西分署にご相談ください。

☎生活環境課 環境係 ☎ 582-2123



広告と異なる商品が届く ネット通販に注意

SNSや動画サイトの広告をきっかけに、誘導先の通販で広告と異なる粗悪品や別物が届く相談が増えています。相場より極端に安いなど、お得感を強調する広告は要注意です。多くは海外発送で、連絡が途絶えると返品・返金が困難になります。広告をうのみにせず、注文前に販売サイトの住所や連絡先などが記載されているか、また記載された住所に所在しているかを確認するなど、少しでも不審に思ったら購入を控えましょう。

☎生活環境課 環境係 ☎ 582-2123

自治体の名をかたる偽ショッピングサイトに注意

自治体名をかたる偽ショッピングサイトが全国で確認されています。利用すると、代金をだまし取られたり、個人情報やクレジットカード情報が流出したりするおそれがあります。不審に感じた場合や被害に遭った場合は、速やかに警察署または役場の生活環境課へご相談ください。

☎生活環境課 環境係 ☎ 582-2123